

オンライン診療の普及と適切な実施に向けて

オンライン診療は、2018(平成30)年4月の診療報酬改定で新設され、2020(令和2)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、急速に普及しました。2023(令和5)年7月末をもって新型コロナの特例措置は終了しましたが、オンライン診療は広く認知され、医師、患者および関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及が求められています。オンライン診療の診療報酬上の評価とその変遷、適切な実施方法等をみていきます。



オンライン診療が可能となるまでの経緯は

情報通信機器を応用し、診療の支援に用いる「遠隔医療」には、医師等の医療従事者間で行われるもの(遠隔病理画像診断等)と、医師と患者間で行われるもの(オンライン診療等)があるが、医師と患者間で行われるオンライン診療については、無診察治療等を禁じている医師法第20条との関係について、適切に実施される限り同条に抵触しないことが1997(平成9)年の厚生省健康政策局長通知(※1)等で示されている。この通知では、初診や急性期疾患の患者については対面診療が原則で、遠隔医療は、離島・へき地など往診や来診が困難な場合に行われるべきものであること等と示されていた。

その後、2003(平成15)年に同通知は一部改正され、対面診療と適切に組み合わせて行われる場合に遠隔診療を行うことが可能な患者として、
①在宅酸素療法を行っている患者
②在宅難病患者、③在宅糖尿病患者、
④在宅喘息患者、⑤在宅高血圧患者、
⑥在宅アトピー性皮膚炎患者、⑦褥瘡のある在宅療養患者、を例示した。さらに、2011(平成23)年の同通知の改正では、対象患者として⑧在宅脳血管障害療養患者、⑨在宅がん患者の2つを加え、適用地域の規制も撤廃し

ている。
2015(平成27)年の事務連絡では、これまで例示された疾患(患者)はあくまでも例示であること、遠隔医療は対面診療を行ったうえで行うものであること等を明確化した。2017(平成29)年の事務連絡では、「遠隔診療だけで完結する禁煙外来」、遠隔診療において電子メールやSNS(ソーシャルネ

表1 オンライン診療にかかる評価の経緯

	制度(医師法など)	診療報酬
平成30年3月 4月	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」策定 ・再診でのオンライン診療は可能だが、原則初診は不可。	平成30年度診療報酬改定 ・「オンライン診療料」を新設(対象は再診のみ) ・対象疾病は限定的で、緊急時対応の要件など厳しい条件あり。
令和 2年4月	新型コロナの時限的・特例的取扱い (4月10日付け事務連絡) ・医師が可能と判断した場合には、初診からのオンライン診療 ・電話診療が認められた。	新型コロナの診療報酬の特例措置 (4月10日付け事務連絡)
令和 3年6月	「規制改革実施計画」閣議決定 ・オンライン診療の特例措置の恒久化の方針	
令和 4年1月	指針の一部改訂 ・一定の要件を満たし、医師が可能と判断した場合には、初診からのオンライン診療が認められた	
令和 4年4月		令和4年度診療報酬改定 ・指針の改定を踏まえオンライン診療の評価を新設 ▶初診:診療報酬の評価を新設 ▶再診:対象者の制限を緩和し、緊急時対応の要件等を撤廃。

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ(令和5年12月18日)資料1-2より

※1…「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/johoka/dl/tushinki01.pdf>

ットワークサービス）が利用可能であることも示している。

2018（平成30）年3月には、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、「オンライン診療指針」※2）が示され、また同年4月の診療報酬改定により「オンライン診療料」等が新設された（表1参照）。この時点では、初診でのオンライン診療は原則として不可、また対象疾患は限定的で、緊急時対応の要件等がつけられていた。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020（令和2）年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」により、医師が医学的に可能と判断した場合、初診からのオンライン診療・電話診療が時限的・特例的に認められることとなった。

2021（令和3）年6月18日には、「規制改革実施計画」が閣議決定され、オンライン診療の特例措置を恒久化する方針が示された。これを受け、2022（令和4）年1月にオンライン診療指針の一部改訂が行われ、一定の要件を満たし、医師が可能と判断した場合には、初診からのオンライン診療が認められた。その後の2022（令和4）年度の診療報酬改定では、同指針の改訂を踏まえ、①初診の評価を新設、②再

診の対象者の制限を緩和し、緊急時対応の要件等を撤廃（平時においても初診からのオンライン診療を可能に）した（表2参照）。
なお、オンライン診療指針は2023（令和5）年3月にも改訂され、適切なオンライン診療と本人確認（患者、医師）の実施方法、

表2 オンライン診療にかかる診療報酬上の評価の変遷

	コロナ前 (H30.4.1～、 R2改定で一部改定)	コロナ特例 (R2.4.10～R5.7.31)	R4改定後 (R4.4.1～)
初 診 料	—	初診料 214点	(情報通信機器を用いた) 初診料 251点
再 診 料 等	オンライン診療料 71点 (月1回に限る)	再診料 73点 外来診療料 74点	(情報通信機器を用いた) 再診料 73点 外来診療料 73点
施設基準等	・オンライン診療に係る研修の受講 ・3月に1回は対面診療が必要 ・対象患者は特定疾患療養管理料等を算定している患者等に限定。 ・緊急時に概ね30分以内に対面診療が可能であること。 ・再診料などの算定回数のうち、オンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であること。	・オンライン診療に係る研修の受講 (R3.3.31まで受講猶予)	(下記以外の導入時の要件を撤廃) ・オンライン診療に係る研修の受講

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ(令和5年12月18日)資料1-2より

行うべき情報セキュリティ対策等が示されている。

オンライン診療のための 医師非常駐の診療所の開設も可能に

また、国の規制改革会議の健康・医療・介護ワーキンググループ（2023（令和5）年12月18日／第4回）の議論では、遠隔医療のさらなる活用を進めるため、長時間にわたり滞在する通所介護事業所等も、居宅と同様にオンライン診療ができる場であることを明確化すること、オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、「へき地等」の地域限定を廃止し、必要性に応じ都市部を含め開設を可能とする方向性が厚生労働省から示された。

その後、2024（令和6）年1月16日の厚生労働省医政局総務課長通知「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」では、①必要性があると認めた場合においては、特例的に、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を認める、②オンライン診療によって住民の受診機会が確保されると必要性を認めた場合において、オンライン診療が病院または診療所の事業として行われる場合であって、定期的に反覆継続（おおむね毎週2回以上）して行われることのない場合または一定の地点において継続（おおむね3日以上）して行われることのない場合については、新たに診療所開設の手続きを要しない場合がある、と示した。

※2…「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月、令和5年3月一部改訂、厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889114.pdf>（以下、図のリンク先）

コミュニティの中心であった施設跡に共生型施設を運営

— 神奈川県愛甲郡愛川町・社会福祉法人愛川舜寿会 春日台センターセンター —

神奈川県愛甲郡愛川町にある社会福祉法人愛川舜寿会は、「共生・寛容・自律」という法人理念のもと、地域に根ざした高齢者福祉、障害福祉事業を展開している。開設施設は、愛川町において特別養護老人ホーム「ミノワホーム」と、厚木市に認可保育所「カミヤト凸凹保育園」を運営。定員58人の特養では、デイサービス、居宅介護支援事業所、配食サービスを運営するほか、平成24年から生活困窮者支援事業の「かながわライフサポート事業」を開始している。また、認可保育所では、児童発達支援、放課後等デイサービスを行

地域に根ざした高齢者福祉、障害福祉事業を展開

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された神奈川県愛甲郡愛川町にある「春日台センターセンター」を取りあげます。同施設は、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、放課後等デイサービス、就労継続支援を併設した地域共生文化拠点となっています。施設概要や実践する取り組みについて取材しました。

う障害児通所支援事業所「カミヤト凸凹文化教室」を併設し、保育と療育を一体的に提供するインクルーシブ保育を実践している。現理事長の馬場拓也氏は、世界的に知られるアパレルブランドを退職後、平成25年から理事長に就任し、新たに「地域の人々と、ケアを起点としたコミュニティを再構築し、社会をヒラキ」やさしく「する」というビジョンを掲げ、先進的な視点でまちづくりを推進している。その取り組みの一つとして、運営する特養では利用者がまちの動線と交わるように、施設と道路の間にあった約80メートルの壁を取り払って庭をつくり、利用者だけでなく、地域にも開放した。閉鎖された空間ではなく、利用者と地域住民の双方に施設や地域での生活を見えるようにすることで、認知症高齢者や障害をもつ人々への理解が高まり、日常的な交流が生まれるきつ

施設の概要

社会福祉法人 愛川舜寿会 春日台センターセンター

〒243-0302

神奈川県愛甲郡愛川町春日台3丁目6-38

TEL 046-280-4822

URL <https://aikawa-shunjukai.jp/>

開設 令和4年3月

理事長 馬場 拓也

併設施設：認知症グループホーム（定員18人）、
小規模多機能型居宅介護（定員25人）、
放課後等デイサービス（定員10人）、
就労継続支援A・B型事業所（定員各10人）

法人施設：特別養護老人ホーム「ミノワホーム」（入所定員58人）、認可保育所「カミヤト凸凹保育園」（定員90人）、放課後等デイサービス「カミヤト凸凹文化教室」（定員10人）



地域共生文化拠点
「春日台センターセンター」を開設

かけになったという。

さらに、同法人は令和4年3月に愛川町の公募事業の採択を受け、「春日台センターセンター」を開設した。同施設は、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、放

続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,992円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949